

会員に関する規程

第1条（目的）

この規程では、定款第12条及び第14条の規定に基づき、この法人（以下「本会」という。）の会員の会費納入及び懲戒手続に関し、必要な事項を定める。

第2条（会費）

- 1 会員（名誉会員を除く）は、毎年、本会からの通知に従い、1万円の会費を納入する。
ただし、本会に入会する者は、入会時に同額の会費を支払うものとし、その入会時期が10月1日以後である場合は、翌期の会費に充当されるものとする。
- 2 会員が定款第13条の規定に基づきその資格を喪失する場合、年の途中であっても、本会に支払済の会費の返還を求めることはできない。

第3条（懲戒手続）

- 1 本会は、会員に対し、総会決議に基づき定款第13条第2項及び第3項に基づく除名処分を行うことがあるほか、同条第2項各号に記載する事由の程度やその反復性等に応じ、理事会決議に基づき、口頭注意、書面による厳重注意、戒告または資格停止の懲戒処分をすることができる。
- 2 前項の理事会決議をする前に、理事会は、会員に対して書面または口頭による弁明の機会を付与しなければならない。

附則

この規程は、2024年5月9日より施行する。（2024年5月9日総会議決）